

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことと証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成22年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されます。

《年末調整・確定申告まで大切に保管を！》

住民税課
住民生活課
鹿屋年金事務所

電話 0994-22-3039
電話 0994-25-2511
電話 0994-42-5121

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族に送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル

（平成23年3月15日）

TEL 0570-070-117

*一般電話・公衆電話から、市内通話料金でご利用いただけます。

IP電話等の方は、

TEL 03-6700-1130

にお電話ください。

肝属郡医師会立病院からのお知らせ

■当院の外来は「完全予約紹介制」となっております。

当院は7月より外来を「完全予約紹介制」といたしました。初診の方は、他の医療機関（かかりつけ医）などからの紹介状が必要となります。また受診の際は、事前に予約をお取りください。

※泌尿器科、整形外科、眼科は紹介状なしの予約のみで受診できます。

【受診予約の電話受付時間】平日：午後2時～5時、土曜日：午前9時～12時30分

■逆紹介を積極的に進めます。

当院を受診中の患者様で、症状が安定している方は、地域の「かかりつけ医」をご紹介させていただきます。

■時間外の救急外来の適正な利用について

当院の救急外来は、あくまでも救急患者様に対応するため単なる時間外診療ではありません。日中から症状のある方、軽い症状の方は、早めに通常の診療時間内に医療機関（かかりつけ医）をご利用ください。

■情報提供のお願い

当院は深刻な医師不足の状況にあり、勤務いただける医師を探しています。

お知り合いの医師または医学部生に関する情報をお寄せ下さい。（些細な情報でも構いません。）

域住民の皆様には、当院の実情をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

肝属郡医師会立病院職員募集

看護師・准看護師 10名（パート可）、看護助手 8名（パート可）
臨床検査技師 1名、臨床工学技士 1名、作業療法士 1名

上記、職種を募集しています。ご希望の方は下記までご連絡ください。

【問い合わせ窓口】 肝属郡医師会立病院 総務課庶務係 TEL 0994-22-3111